

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年7月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600019号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600008号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和5年4月1日から同年1月1日に訂正し、同年1月から同年3月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

令和5年1月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年1月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年1月1日から同年4月1日まで

私は、A社において、令和5年1月1日から正社員として売上金の集金や現場の片づけ等業務に従事し、継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当初、同社で勤務していた期間の被保険者記録がなかったため、事業主が被保険者資格取得届を年金事務所に対し遡って提出したものの、請求期間に係る被保険者記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間において給与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる賃金台帳等を提出するので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賃金台帳(写)及び預金通帳(写)、A社から提出された請求者に係る賃金台帳(写)並びに事業主の陳述及び回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳(写)、事業主の回答及び日本年金機構の回答により認められる請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額並びに上記賃金台帳(写)により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、34

万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和5年1月1日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得年月日：令和5年1月1日）を年金事務所に対し、当該期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和7年5月9日受付）し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400093号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2600006号

第1 結論

昭和47年6月から昭和48年7月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

昭和49年4月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和47年6月から昭和48年7月まで
② 昭和49年4月から昭和50年3月まで

請求期間①について、当該期間は私が大学在学中に海外留学をしていた期間であるところ、私が所持する国民年金手帳によると、昭和48年4月から同年7月までの期間については、同年国民年金印紙検認台帳左側欄に、一旦「納付不用」と捺印しながら斜線で取消されているが、同右側欄に「納付不用」と復活させている。この復活の理由は、私が所持する国民年金手帳には「国民年金保険料を納めることができない場合」の取扱いとして、国民年金保険料を納付することがいちじるしく困難であると認められたときは保険料の支払いが免除される旨の記載があることから、昭和47年当時、海外留学は極めて稀であったのでその取扱いを受けて、私が海外留学していた期間である請求期間①の保険料が「支払不用」になったためと推察されるので、当該期間は「納付不用」期間と判断される。

請求期間②について、私は大学生であったところ、当該期間の国民年金保険料の納付に関する資料はないが、私が所持する国民年金手帳によると、被保険者種別には「強」に○が付されており、当時の家庭は裕福であったことから、それまでの期間において納付すべきとされてきた私の保険料を肅々と納付してきた父が、途中で保険料の納付を中止する理由が思い当たらないため、当該期間の保険料についても父が継続して納付していたと推定するのが妥当と判断する。

請求期間①の国民年金保険料が未加入による未納、請求期間②の保険料が未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、請求期間①は保険料免除期間、請求期間②は保険料納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、国民年金法（昭和 60 年改正前。以下「旧国年法」という。）第 7 条において、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の日本国民は国民年金の被保険者とする旨定められており、さらに、附則第 6 条においては、日本国内に住所を有しない者は国民年金に任意で加入することはできない旨定められているところ、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿（記号番号：＊。以下「被保険者名簿」という。）及び B 出入国在留管理局の回答から、請求者は、昭和 47 年 6 月 25 日に C 国へ転出したことを理由として国民年金の被保険者資格を喪失し、帰国後の昭和 48 年 8 月 26 日に同資格を再取得するまでの間は国民年金に未加入であることが確認でき、当該期間は請求者が日本国内に住所を有していない期間であったことがうかがえる上、海外に留学していたとする請求者の主張とも一致しており、請求期間①当時は制度上、国民年金の適用除外期間（国民年金の被保険者とはなれない期間）となることから、請求者は請求期間①において国民年金に加入することができない。

また、請求者から提出された国民年金手帳（写）（記号番号：＊。以下「国民年金手帳」という。）及びオンライン記録においても、請求者は、請求期間①において国民年金に未加入であることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間①については、国民年金の保険料免除期間になる旨主張しているが、旧国年法第 90 条において、要件に該当する被保険者から申請があったときは国民年金保険料を納付することを要しない（免除する）ものとするができる旨定められていることから、保険料が免除されるのは国民年金の被保険者であり保険料の納付義務を負う者であるところ、前述のとおり、当該期間において国民年金に未加入である（国民年金の被保険者ではない）請求者は当該期間に係る保険料の納付義務は生じておらず、その保険料が免除されることはない。

加えて、請求者が主張する、国民年金手帳の昭和 48 年度国民年金印紙検認記録及び国民年金印紙検認台紙における昭和 48 年 4 月から同年 7 月までの期間に係る記載内容の解釈について A 市に照会したところ、同市は、請求期間①当時の資料等が存在しないため分からない旨回答している一方、上記印紙検認記録及び印紙検認台紙に押印されている「納付不用」の印は、国民年金の未加入期間（国民年金の被保険者ではない期間）であるため納付の必要がないという意味だと思われる旨回答している。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、当該期間を含む昭和 48 年 8 月 26 日から昭和 50 年 4 月 1 日までの期間は、当初、国民年金の未加入期間と記録されていたところ、日本年金機構は、請求者の在籍証明書及び被保険者名簿により、令和 7 年 9 月 16 日付けで未加入期間とされていた昭和 48 年 8 月 26 日から昭和 50 年 4 月 1 日までの期間を国民年金の任意加入被保険者期間へ訂正し、国民年金保険料の納付事実が確認できる昭和 48 年 8 月から昭和 49 年 3 月までの 8 か月の期間については保険料納付済期間とする記録訂正を行っている。

一方、請求者は、請求期間②について、国民年金手帳によると被保険者種別には「強」に○

が付されており、それまでの期間に係る私の国民年金保険料を肅々と納付してきた父が、途中で保険料の納付を中止する理由が思い当たらないため、当該期間に係る保険料についても、父が継続して納付していたと推定するのが妥当と判断する旨主張している。

しかしながら、国民年金手帳によると、請求者が昭和 48 年 8 月 26 日に国民年金の強制加入被保険者として資格を再取得した以降、資格喪失年月日の記載がないことは確認できるものの、請求者の国民年金保険料の納付を行ったとする父親は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない上、請求者は、これに直接関与していないことから、請求者の請求期間②に係る保険料の納付状況が不明である。

また、被保険者名簿によると、請求者は、当初、昭和 48 年 8 月 26 日に国民年金の強制加入被保険者として資格を再取得したものの、昭和 46 年から大学生であったことが判明したことにより、その被保険者記録は 20 歳の資格取得時（昭和 46 年＊月＊日）に遡って取消処理が行われており、社会保険事務所（当時）作成の国民年金手帳記号番号払出簿においても、請求者の国民年金手帳記号番号（＊）は誤加入を理由に取り消されていることが確認できる上、同被保険者名簿における当該取消処理に係る進達欄には「49. 4. 5」と記載されていること及び当該記載に係る A 市の回答により、当該取消処理は昭和 49 年 4 月 5 日以前には行われていたものと推認されることから、請求者は、少なくとも当該日以降は国民年金に未加入であり、制度上、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、被保険者名簿における「保険料納付記録」によると、請求期間②の直前の昭和 48 年度の納付月数欄には「8」と記載されていることが確認でき、オンライン記録においても、昭和 48 年 8 月から昭和 49 年 3 月までの 8 か月については、前述のとおり日本年金機構が国民年金保険料の納付済期間とする記録訂正を行っていることが確認できるが、同保険料納付記録によると、請求期間②に該当する昭和 49 年度の納付月数欄は空欄となっていることから、当該期間に係る保険料が納付された記録は確認できない。

加えて、A 市は、請求期間②当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については保存期間経過のため保管していない旨、及び前述の被保険者名簿の記録と国民年金手帳の記録に齟齬がある理由については、当時の取扱いを確認できる資料等が存在しておらず、そのような処理がなされた経緯も不明のため分からない旨回答している。

また、請求期間②の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金手帳記号番号（＊）のほかに、請求期間②当時において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。